

議案第2号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

1 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）により、関係法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 第1条改正 高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

改正法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により生じる、同法の引用箇所の項ずれに対応するため、条例中の字句を次のように改めます。

- ① 第2条第2号中 「第2条第8項」 → 「第2条第9項」
- ② 第2条第3号中 「第2条第12項」 → 「第2条第13項」
- ③ 第2条第4号中 「第2条第14項」 → 「第2条第15項」

(2) 第2条改正 高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正

ア 項ずれ対応

改正法による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正により生じる同法の引用箇所の項ずれに対応するため、条例第1条中、「第13条第1項」を「第16条第1項」に改めます。（第1条）

イ 文言の修正（第1条及び第4条第4項）

3 施行日

令和7（2025）年4月1日から施行します。ただし、2の（2）イの改正は、公布の日から施行します。

高根沢町条例第 号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

(高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年高根沢町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年高根沢町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条（高根沢町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第1条の改正規定中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める部分を除く。）の規定は、公布の日から施行する。